

令和元年 第11回

教育委員会定例会会議録

とき 令和元年11月26日

品川区教育委員会

令和元年第11回教育委員会定例会

日 時 令和元年11月26日(火) 開会：午後3時
閉会：午後4時29分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学校施設担当課長 若生 純一
学 務 課 長 篠田 英夫
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 丸谷 大輔
統括指導主事 唐澤 好彦

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵

傍 聴 人 数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第60号議案 品川区教育委員会会計年度任用職員規則について
- 第61号議案 文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第62号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の立案請求について
- 第63号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の立案請求について
- 協議事項 令和2年度予算要求について
- 報告事項1 旧三井文庫第二書庫の国登録文化財への答申について
- 報告事項2 令和元年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置
状況
- 報告事項3 品川区子ども読書活動推進計画（素案）およびパブリ
ックコメントの実施について

令和元年第11回教育委員会定例会

令和元年11月26日

【教育長】 ただいまから令和元年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には、菅谷教育長職務代理者、富尾委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

では、本日の議題に入ります。

日程第1、第60号議案 品川区教育委員会会計年度任用職員規則についての説明をお願いいたします。

【庶務課長】 教育長。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは品川区教育委員会会計年度任用職員の規則の制定についてご説明いたします。資料1をごらんください。

まず1番として背景でございますが、地方公務員法および地方自治法の改正に基づき、現行の特別職非常勤制度および臨時的任用制度が見直され、新たに会計年度任用職員という制度が設けられるものでございます。

この改正を受けまして、令和元年第3回区議会定例会において、これに関する条例が可決されました。これに基づいて、区長部局では規則が整備されます。教育委員会についても同様に規則等を整備していこうということでございます。

まず別紙2をごらんいただきたいと思えます。A4の横長のカラー版になります。左側に、この会計年度任用職員制度に係る主なポイントということが7項目にわたって書いてございます。主な項目はこの7項目です。

右側の2の職の再設定のイメージということで示してあります。再設定ということですが、まず右の上の現行制度のところには、非常勤職員（特別職）、もう1つ右側には臨時職員（一般職）と、現行はこういう形になってございます。

これが非常勤職員、臨時職員、それぞれ任用の厳格化を図っていくということで、その任用条件がそれぞれその下のところに書いてございます。例えば非常勤職員の任用条件であれば、専門的な知見、または見識を有するですとか、専門性がある、助言とかを、行政のほうにしてもらおうというような職だということ、それから、臨時的任用職員については、常勤に欠員が生じた場合に、任用するということで、緊急の場合ですとか、そういった場合に限るといようなことで厳格化されました。

これに当てはまらない、今までの非常勤職員だとか臨時職員というのが赤のラインのところずっと落ちてきて、これがいわゆる会計年度任用職員として位置づけられることになってございます。

それで3番のところは会計年度職員の制度のまとめが書いてありますが、特に赤字のところが大きく変わってくるということで、会計年度任用職員となれば、特別職から一般職になります。それから地公法の適用を受ける。それから一定の条件のもと、これは任用期

間が6カ月以上で、週3日以上、または週15.5時間以上働く者については期末手当が出る、条件付き採用期間というのが設けられる、ですとか、臨時的職員は常勤の欠員のための臨時職員なので、フルタイムになるといったことに改正されます。

これまで、行政を行う上で広い分野で臨時職員ですとか非常勤職員等を活用して、業務を行ってきたということでございますけれども、その数も年々増加してきたという背景があります。特別職と位置づけられている中にはいわゆる事務補助的なもの、一般の事務とそう変わらない事務をやっているという雇用形態も相当見受けられると。例えば教育委員会でいえば、区事務さんですね、かつて、都事務さんと区事務さんがいましたけど、区事務さんが非常勤に入れかわっていると。都事務さんと一緒に学校事務を行っているわけですが、その、果たして特別職でいいのかというようなことでございます。

今の特別職ですと、学校でいろいろなプライバシーに関する仕事もしておりますけれども、守秘義務が課されないですとか、そういった問題もあるというようなことでして、そういったところを整備していこうというようなことで、今回の法改正につながっているということでございます。

それで資料の別紙4を見ていただきたいんですけども、そういったことで今回、会計年度任用職員になる職ということで、教育委員会に関する職について一覧表で示してございます。まず一番上が今、申しあげました学校事務です。事務系でもう1つはスクールサポートスタッフ、それから一般技術系としては学芸研究ということで、学芸員という仕事。それから専門経験職としてはここに書いてあるとおり、就学相談員から英語の専科指導員、裏面にいきまして学校地域コーディネーター、それから学校講師、部活動指導員まで、これらが、ここが全て会計年度任用職員に位置づけられているということになります。

教育委員会の特別職としては、教育訟務員、産業医、それから学校医、薬剤師、学校歯科医等がいわゆる特別職としてそのまま残るということです。

もう1度資料1を見ていただきたいんですけど、4番のところに関係条例および規則ということで、4項目ほど、条例とかそれに関する条例規則等を示してございます。別紙3に添付しましたが、これが全てです。これをいわゆる区のほうで整備をするということになってございまして、別紙1の第60号議案でございまして、教育委員会としては、この会計年度任用職員については、区が定める規則を全て準用しますよということで、例えば部長は次長に読みかえますよというような形で、それぞれの規則を適用するという形で制定するものでございます。私からの説明は以上でございます。

それからもう1つは施行日は来年の4月1日からということになってございます。説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。富尾委員。

【富尾委員】 この会計年度任用職員になった場合に、今までの非常勤職員、臨時職員として勤めていたときよりも、給与の変更等はあるんですか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 基本的には今度は一般職に位置づけられまして、先ほどちょっと申しあげましたけれども、一定条件を満たせば期末手当が支給対象になるので、例えば学校事務さんなんかで言えば、6か月以上で週4日ですよということになってきますので、そういった方については期末手当が出ると。ただ、この中の職種によっては、例えば部活動指導

員みたいに、そこまでやらない人もいるかもしれません。それに当たらない人は、そのまま今までの単価を引き継いで、そのまま継続されるという、そういう例もあるということです。必ず上に上がるということにもならないです。

【富尾委員】 期末手当をもらえるようになった方だけは、増額になるかもしれないけれどということですね。

【庶務課長】 そうですね、あとは単価が今までどおり、今の単価を継続していくという考えがあるということです。

【教育長】 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。1つには、職務のより厳格化された中での実施、それに伴って処遇の改善というものが伴ってきたという考え方であったかと思います。ご意見のないようであれば、品川区教育委員会会計年度任用職員規則について採決してまいりたいと思いますが、よろしいですか。

それでは採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたしました。

次は日程第1 第61号議案 文化財保護審議会委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。資料は2をごらんください。

品川区文化財保護条例第41条の規定に基づき、今回委嘱するものでございます。現行の任期が令和元年11月30日までとなっており、更新の時期を迎えてございます。候補者名は10名となっておりますが、これは第40条で10名以内で組織するというのでございますので、今回もよって10名を委嘱したいと考えております。任期は12月1日から2年間、令和3年11月30日まででございます。

裏面、1枚めくっていただきますと名簿をつけてございます。10人のうち、再任の方9名、新任の方1名ということで、委嘱をしたいというふうに考えてございます。

新任の方の選任区分は文書、いわゆる古文書関係に明るい方ということで、岩淵令治さん、学習院女子大学教授ということで、推薦をしたいと思っております。

若干、岩淵さんをご紹介いたしますと、候補者の略歴というものも添付してございますけれども、岩淵さんは昭和41年生まれの53歳。学習院大学文学部史学科を卒業、その後東京大学大学院人文社会研究科博士課程を修了してございます。その後、国立歴史民俗博物館歴史研究部助手、それから准教授を経まして、現在学習院女子大学国際文化交流学部の教授をしていらっしゃるということでございます。

研究専門は日本近代史、特に江戸時代ということでして、江戸のまちとそこに暮らす武士、町人の生活の実像を古文書や埋蔵文化財調査の成果をもとに研究をされているというようなことでございまして、今回新たに推薦をするものでございます。

1名退任された方は、立正大学の北原先生でございます。ちょっとかなりご高齢にもなったということで、今回は引退ということでございます。私からの説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑あればお願いいたします。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 はい、どうぞ。

【塚田委員】 今、説明の中で1名ご高齢ということで、退任になるということでしたけれども、この考古学、一番最後の坂詰先生は昭和11年生まれということでご高齢ですがお願いしても大丈夫ですか。

【教育長】 健康面等のご心配かと思いますが、どうぞ、庶務課長。

【庶務課長】 先日、文化財保護審議会を開催いたしまして、一応そのときにご本人様の意思を確認をしたところですが、他の自治体の委員もまだ引き受けているという状況もありまして、まだ十分やれるという点について確認をとらせていただいております。

【塚田委員】 わかりました。はい。

【教育長】 ご高齢の皆様方の、深い研究経歴が必要であるという性質上、やむを得ないところがあるのかなとは思いますが、心配な部分ではございますね。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 今回新しく入っていただいた方がお若いということ、お若いと言っていいのかわかりませんが、ほかの方に比べますとお若いということもあって、少し若返りが図れたものかなと、そんな面もございます。それでは文化財保護審議会委員の委嘱について採決してまいりたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に日程第1 第62号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求についてと、日程第1 第63号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、以上は一括して説明をお願いしたいと思います。

【指導課長】 教育長。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 はい。それでは私のほうから、日程第1、第62号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、第63号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求についてを、あわせて説明させていただきます。

資料につきましては、ステイプラー左上どめのもの、資料3、4をあわせたもので、説明については1ページ、2ページを使って説明させていただきます。

では、まずこの両案でございますが、本年10月16日に行われました特別区人事委員会勧告を踏まえ、幼稚園教育職員および区固有教員の給与に関し、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容を説明させていただきます。まずは月例給の改正についてでございます。こちらにつきましては給料表の改定となりますけれども、幼稚園教育職員につきましては特別区人事委員会の勧告に基づき、公民較差分、月額給与マイナス2,235円、率にしますとマイナス0.58%の解消を図るため、引き下げ改定を行うものでございます。

その下に書いてございますが、なお、学校教育職員、いわゆる区固有教員にかかる給料表につきましては、特別区人事委員会勧告に基づき、都の教育職員との均衡を図るため、

東京都人事委員会勧告によるところとなります。こちらにつきましては公民較差分、月額給与プラス47円、率にしますとプラス0.01%と、極めて小さいため、東京都と同様に改定は見送るというものでございます。

続きまして2、特別給の年間支給月数の改正でございます。こちらにつきましても、特別区人事委員会の勧告に基づき、特別給の年間支給月数を、現行の4.5月から4.65月に、0.15月引き上げるものでございます。民間の支給状況を勘案し、その全てを勤勉手当に割り当てることとしているところでございます。

また0.15月の引き上げの対応でございますが、今年度につきましては2回ある勤勉手当の支給月のうち、6月期は既に支給されているため、令和元年12月期の勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げる改正を行うものでございます。

裏面をごらんいただければと存じます。裏面、ローマ数字のⅡ、中段にございますけれども、令和2年度以降につきましては6月期および12月期に引き上げ分の0.15月を、0.075月ずつ、均等に割り当てる改正を行うというものを、あわせて行うものでございます。

こちらの改正につきましては、幼稚園教育職員および学校教育職員に共通するものとなっております。

最後に、両条例の施行日でございますが、幼稚園教育職員の給料表の改定につきましては令和2年1月1日でございます。また12月期の特別給支給月数にかかる改正につきましては、交付の日から施行することとし、令和2年度以降の特別給支給月数にかかる改正は、令和2年4月1日から施行することとなっております。

本条例案につきましては、本日ご審議いただいた後、区議会に上程をいたします。条例案が区議会にて議決された後、改めて関連規則を教育委員会へ提出させていただき予定となっております。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。この2つにつきましては一括してこの後も協議を進め、採決におきましてはそれぞれに進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、質疑あればお願いいたします。

ご異議ございませんでしょうか。人事委員会勧告に基づいての改正ということですので、趣旨とすれば、月額の方は下がるけれども、特別給の年間支給月数が増えるので、結果としては引き上げになる、また、それが12月期から始まるので、移行措置というんでしょうか、それがシフトされるというような概要かなと思います。それでは順に採決してまいりたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

では採決いたします。第62議案 「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の立案請求について、本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。また第63号議案 「学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の立案請求について、本件も原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。続きまして日程第2、協議事項ですね。令和2年度予算要求について。この令和2年度

予算要求については区の事務事業に係る意思決定過程における案件と思われませんが、事務局としては会議の扱いをどのように考えますか。

【庶務課長】 教育長。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 日程第2協議事項 令和2年度予算要求につきましては、予算編成過程であり、かつ区議会への上程前の案件であるため、非公開の管理とすることが適切であると判断しております。以上です。

【教育長】 庶務課長より今説明がありました。本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議として会議日程を変更し、全ての会議の終了後に開くことといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたします。

それでは日程第3に移ります。報告事項の1 旧三井文庫第二書庫の国登録文化財への答申についての説明をお願いいたします。

【庶務課長】 教育長。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは旧三井文庫第二書庫の国登録文化財への答申についてということで、資料6のほうをごらんください。国の文化審議会が11月15日の夕方でしたけれども、この旧三井文庫第二書庫を国の登録文化財とするように、文科大臣のほうに答申を出したということでございます。

今後は所定の手続きを経て、官報公告によって、正式に国の登録文化財というふうになるということでございます。

まだ時期は不明ではございますけれども、基本的にこの答申が出れば、それが覆ることはほとんどないということで、実質的に登録へ、ということで新聞報道にも出たというようなことでございます。

これを受けまして、区のほうのこの建築に関わる登録文化財は、4件5点になります。

この第二書庫の文化的価値ということで、1番に記載させていただきましたが、三井家の江戸時代以来の経営資料を管理する三井文庫の2番目の書庫として大正11年に竣工しています。壁で建物を支える壁式鉄筋コンクリート造の3階建てということで、この形式が大変珍しいということでございます。

それから、外観は一見タイルを張ったように見えるが、裏面のほうにも写真を張りつけさせていただいておりますけれど、これ、実はモルタルをタイル風に仕上げたもので、目地は東京駅でも使われている覆輪目地ということで、目地のところがかまぼこ状に膨らんでいるような形で施されていて、職人の高い技術が活かされているということでございます。

当時にとっては、この書庫の構造というのが最新技術の工法と職人の高い技術によってつくられたということで、文化的価値があるというふうに認められております。

それからこれまでの経緯ですけれども、この敷地は戦後国の所有となった後に、国立史料館、いわゆる国文学研究資料館になったわけですが、その後、この国立国文学資料館が平成20年に立川市に移転する際、区がそれを譲り受けたということで、現在「文庫の森

公園」として整備されております。

この第二書庫自体は、今、耐震上の問題から内部公開はされていないという状況になっておりまして、現在はあの周辺の地域の防災拠点になるための防災資機材、毛布ですとか食料だとかを備蓄しているということで、裏の写真の一番右の下のところ、これは段ボールみたいなのが見えると思いますけれども、これは多分毛布だと思います。こういったものを保管している状況でございます。私からの説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑あればお願いいたします。

富尾委員。

【富尾委員】 この国登録文化財になった後には内部公開をしていく予定なんですか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 一応ですね、国から登録文化財のプレートがくるはずなので、プレートをしっかり掲示して、新たな看板もつくろうと思っています。そのときにプレートの除幕式みたいなのができればいいかなというようなことも考えています。問題はその後の公開ですけれども、耐震上、若干今の耐震基準には対応していないというところがありますので、自由に見学するのは、ちょっと難しいかなというふうに思っています。

従いまして、例えば文化財の一般公開の日ですとか、今、建築家のほうで「オープンしながら」といって、珍しい建物を一般見学するようなイベントを開催したりしているので、そういう時期にあわせて人を配置して、見てもらうとか、そんなような対応で、少し周知を図っていこうかなというふうに考えております。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 どうぞ、続けて。

【富尾委員】 そうなった場合には防災倉庫はどうなっちゃうんですか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 我々も中を確認しましたがけれども、一応防災倉庫はそのままにして、そんなごちゃごちゃにはなっていないので、書庫を生かして整然とその毛布だとか、そういうものが並んでいるということなので、中1階から2階、3階まで上がるのは難しいかなと思うんですけれども、1階、2階ぐらいを見てもらってというふうなことで、十分中の建物の構造は見られるかなというふうには思っております。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 その登録文化財としてある建物に防災機能を持たせるということは、特に問題はないんですか。庶務課長。

【庶務課長】 そうですね、もともとここの書庫が窓を半分、関東大震災の火災を受けて燃えないように窓を半分塗ったとか、そもそも防災意識を高めた書庫になっていますので、今の新耐震にはちょっと強度は足りないかもしれないですけど、そんなに落ちるわけではないということで、用途的には防災に使うことは問題ないと判断をしております。

【教育長】 耐震性はまあ何とか大丈夫と。こういった文化財であったとしても、そういった用途に活用できないことはない。

【庶務課長】 防災倉庫としても問題はないかと。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 登録文化財になると、こういうところ、修理しろとか、耐震強度を上げ

るとか、お金がかかってしまうということはないですか。

【教育長】 はい、庶務課長。

【庶務課長】 特に登録文化財で耐震を実施するよということとは言われたいですね。逆に指定文化財になると、極端な話、釘一本打つのも何か届出をしないといけないという逆に厳しさがありますけれど、登録文化財はある程度の変更とかは届出でできるとか、融通はききます。ただ、あそこである建物を耐震化しようとする、中側から支えをできないものですから、文化的価値がある外壁に、耐震補強をしなければならず、そうすると、本来の文化的価値が失われてしまうので、それはできないかなと思っております。多少手を入れることは登録文化財の場合でしたら可能ですが、国からの補助はないということでございます。

【教育長】 指定文化財ということになれば、現状のまま保存をしないといけないという縛りがかなり厳しく入ってくるけれども、登録文化財であれば、その辺は融通が多きくということですね。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 ここ、管理をされている方はいらっしゃるんですか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 はい。現状、公園課のほうで文庫の森公園一帯の管理を委託しております。裏のほうに小屋みたいなのがあると思っておりますけど、作業管理の中でということなので、書庫だけを見ているというわけではないですけれど。

【海沼委員】 ではないですけど全体を見ているという形。

【庶務課長】 はい、要するにあの辺の戸越公園ですとか、あの一帯を見ながらということ人でいるというようなところでございます。

【教育長】 このあたりはかなり広大な敷地の中にこの書庫が、第一があり、また第二がありという形でちりばめられていたようですが、第一のほうはもう跡かたもなく残っていないというわけですね。貴重な文化財といえるでしょうか。

あとは特にご質疑はございませんでしょうか。それでは旧三井文庫第二書庫の国登録文化財への答申はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件は了承いたします。

日程第3 報告事項2 令和元年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況の説明をお願いいたします。

【学務課長】 教育長。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 はい。では私からインフルエンザの休業状況についてご説明をいたします。資料が7になります。今シーズンのインフルエンザの流行状況でございますけれども、ひと月半ぐらい前ですか、9月に1回マスコミ報道がされましたので、9月の段階で定点観測で1を超えたということで、かなり流行が早いと取り上げられました。中をよくよく見ますと、実はあのときは沖縄が極端に流行していたという状況で、そのために全国的水準を引き上げちゃったというようなことがございまして、その後、沖縄のほう収束をしまして、10月段階では比較的落ち着いたような状況でございました。

今月に入りまして先週15日、ここでまた全国的に流行が始まったということで、国の

ほうでも流行開始ということで、発表がされたところでございます。

そういった状況でございますけれども、品川区におきましては、その資料7を見ていただきますと、最初に10月の4日、かなり早い段階で今年は学級閉鎖が発生してございます。例年ですと、学級閉鎖は大体11月の末から12月半ばぐらいにかけてが一番最初に出てくるかなというタイミングですので、相当早い段階で今年に関しては出たということでございます。

私どももちょっと、これはどうしようかということで、かなり対応について差し迫っているのかということで心構えをしていたところなんですけれども、その後、比較的やはり落ち着いたような状況で、1番、2番の城南小学校で、学年違いという形で続けて出たんですけれども、その後は10月の終わりに京陽小学校、それから今日までということで11月に入ってから第三日野小学校ということで、今のところはそれほど極端に流行している状況ではないと。ただ、各学校ごとで、学級閉鎖になるほどではないにしろ、ぱらぱらとは患者さんが出てきているというような状況だというふうに聞いてございます。

今回、国レベルでも流行の宣言がされましたので、これから先、例年と同じような形でインフルエンザがはやってくるのかなということで、考えているところでございます。

報道等にもあったとおり、今回の流行が11月15日に流行宣言がされたということですので、これも、例年と比べると数週間から1カ月ぐらい早めの宣言だということですので、やはり今シーズンに関しては早めな流行が見られるのかなということで、私どもとしても備えていく必要があるのだという感じのところでございます。

12月に入りますと、月の初めに校長会等もございますので、そちらでも周知等しながら、注意喚起をしてみたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑あればお願いいたします。はい、どうぞ、職務代理人。

【菅谷教育長職務代理人】 これ、A型でしょう？

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 基本的に報告が上がっているのは、学級閉鎖の段階で私どもで集計しているんですけれども、学校から上がっているのはA型というふうに聞いています。国のほうでも報道がされているところでは、いわゆるA型の新型インフルエンザが94%で、A香港型が3%、B型が3%というのが、最新の状況のようでございますね。ほとんどがA型かなというところでございます。

【教育長】 そのほかいかがでしょうか。ほかにご意見がないようであれば、令和元年のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件も了承いたします。

次が日程第3 報告事項3 品川区子ども読書活動推進計画(素案)およびパブリックコメントの実施について、説明をお願いいたします。

【品川図書館長】 教育長、品川図書館長。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 はい。では私からは品川区子ども読書活動推進計画素案およびパブ

リックコメントの実施について、ご説明をいたします。資料の8をごらんください。

今回、品川区子ども読書活動推進計画の計画期間終了年に当たり、新計画の策定検討を進めてまいりました。この度、素案の策定に伴い、パブリックコメントを実施いたしたく、素案内容とともにご報告いたします。

計画策定委員会は、子どもの読書活動に関連する有識者、学校関係者等で組織し、全5回のうち4回の検討会議を行ってまいりました。この中で、国や都の状況、区の読書活動支援の取り組み状況の把握、アンケート調査を、児童、生徒、保護者、区の職員に行い、読書への意識等を確認し、中高大学生によるワークショップで本を読むように図る取り組みの検討を行い、有識者、施設ヒアリング等を行い、新しい計画策定の資料とするとともに、子どもの読書活動に関わる各現場での状況を把握して、今後の計画の検討を行ってまいりました。

様々なご意見を伺いながら、本等を通じて自ら自主的に思考する人に育つための読書へ向けた計画策定の素案となりました。内容について、概要をお伝えしますと、冊子の中、アンケート概要はページ33ページからまとめてあります。素案の11ページをごらんいただきますと、まず読書状況として、本を読む子どもが、学年が上がるにつれて減少することがわかりました。

一方で本を読むことが好きな子どもは、この現象が、この割合が少なく、本が好きだけでも読まないという状況が見られました。

次のページ12に、本を読まない理由として、時間的なものが挙げられていますが、一方で本を読むことが苦手な子どもが一定数いることがわかりました。

また、インターネットの利用が浸透している状況と、ページの13ページに、調べるときに利用する状況が確認されています。これは本を読むこと、読書が好きな子と、インターネットを調べものに利用することとの関係性が見られています。

さらに次の14ページで、読書環境として学校図書館が重要であることも指摘されました。

続きまして15ページで、家庭等では読み聞かせを行った家庭が多く、読み聞かせを経験した子ほど本を読む傾向があることから、一定数存在する読み聞かせを行わない家庭への働きかけが、子どもの読む傾向に重要である可能性が出ています。

そして家庭で保護者と子供と一緒に取り組む「家読」や、子ども同士の本の薦め合いの状況も見られました。このほか策定委員会での討議、専門家ヒアリング、中高大学生のワークショップでの意見等から計画策定の背景をまとめました。ページ14ページをごらんいただきたいと思います。

こちらに背景をまとめ、A、B、C、Dでまとめてございます。Aとして、子どもの好みとその発達を捉えた取り組みが必要である。Bとして、学年が上がるにつれて読書をしなくなるため、読書活動の支えを充実させる必要がある。C、本等の併用を含め、インターネットを適切に使いこなす必要がある。D、子どもにとって身近な学校図書館を中心として、地域の読書活動を充実させる必要があるとし、それに対応する形で隣の17ページに計画策定に当たっての視点として、1人1人の育ちや知的関心に応じた継続的な取り組み、読書が好きだという中高生を増やすための取り組み、多様なメディアを組み合わせた情報活用能力を育む取り組み、また地域総がかりでの環境形成を位置づけてございます。

次の18ページ、19ページで計画全体をお示しさせていただき、最終の目的として本を通じて自ら主体的に思考する人に育つことに向かった目標として、インターネットを通じて情報収集するなど、紙媒体だけでなく、複合的な情報環境を基盤とすること、本を読むことや読書に前向きな姿勢であり、読書興味と多様な情報環境を活用するスキルである読書能力を育むプロセスを、補い合いながら育むことが重要で、その仕組み自体がこれからの社会を生きる子供たちが身につけるべき、新たな読書習慣と考えました。

その全体を19ページの図で示しています。また、次の20ページから、対象年代別に目標を記載しています。

次の22ページ、23ページに、計画の体系をまとめたものをお伝えしてございます。今回の計画での特色は、対象年代に共通する目標立てと、世代別の目標施策を決定したこと、複合的な情報環境の基盤を意識していること、また対象に読むことに困難さのある子供を取り上げたこととなります。

この後、令和2年1月21日から2月8日までを期間としたパブリックコメントを行い、第5回の策定委員会で検討、集約し、計画策定完了の予定です。周知は広報しながら、ホームページ、図書館、地域センター、文化センター、区政資料コーナーで行っていく予定であります。ご説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑あればお願いいたします。ちょっと素案のほう非常に分量が多いので、これについて細かくいろいろとやっていくには、十分時間はまだないかなというふうに思いますが、代表的な質問だけでも、もしございましたらどなたか。いかがでしょうか。

【塚田委員】 ちょっと質問いいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 学年が進むにつれて読書離れが起きているというお話でしたが、その原因みたいなことはわかっているんですか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 あわせて、どうして読まないかという調査の中で、一番多いのは時間がない、というのが、学年が上がるにつれて増えていきます。ただ、時間がないだけではなくて、ほかにやること、勉強であるとか、ゲームであるとか、さまざまなところに時間を使って忙しいという状況が、間接的に確認できました。

【塚田委員】 わかりました。忙しいんですね。

【教育長】 富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 それに関連してですけれども、高校2年生まではアンケートをとられていると思うんですけれども、実際の社会人、大人に関してはアンケートはとられているのでしょうか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 今回の計画自体が子ども読書活動の推進ということで、子どもから成長して大人になるまでの過程を中心に検討させていただくということで、アンケートの対象はそちらになってはいますが、あわせて、保護者であるとか、施設や職員へのアンケートも行い、若干ですけれども大人の意見も取り入れて、全体の読書傾向という、この後は図書館の施策として大人、一般に向けてもつなげていこうというふうに考えています。

【教育長】 今回のこの計画の様子を見ながらというところかなというふうに思いますが、けれどもね。一応、ターゲットとしては中高生、というところですね。ほか、いかがでしょうか。はい、職務代理、どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 あまり細かいこと聞いて申しわけないんですけど、ちょっと23ページと26ページのところの言葉の表現で、何を指してるのかなってわからないところがあるので、教えてください。

23ページのほうです。施策の2のところでございます。施策の2のところの③、オレンジ色で塗ってありますが、その表現が、「本等や学校図書館を活用した調べ学習」となっております。まあ、言わんとしていることは大体わかるんですが、小学校段階で、26ページにそのことの細かいことを書いてありますが、「本等」とは何を指しているのかなと。本なら本でいいんじゃないかなと思うんだけど、「等」というのは何だろうなあ。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 あえて、「等」を入れさせていただいたのは、実は子どもでももう既にインターネットを使って調べものをする。むしろ本を読む子どもこそ、インターネットで調べものをして、複合的な情報の中で調べものに活用しているという状況がわかりましたので、本、そのほかという意味で「本等」という表現にさせていただいています。

【菅谷教育長職務代理者】 多分、そういうことだと思いますけど、読書にちょっと似ていると思うんですが、本っていうんですかね、調べたいという本の、例えば、昔の書類とか、学術論文とか、デジタル化してあって、それを引っ張って資料とすることがあるんですね。そうするとそれは本に入るのか、「本等」の、「等」に入るのか、どっちなのかなという疑問が出てきているものですから、基本は僕は文章、だと思うので、そのメディアがどうであろうと、本だけに対しての読書という発想が僕はあまりないものですから、ちょっとここに「本等」と書かれてしまうとちょっと気になるんですよね。インターネットの中には色があります。でも、インターネットにあるものが、本としてオーソライズされてないで、ただの情報だということはすごく多いものですから、その情報で調べ学習になると、いわゆる嘘も、フェイクもそのままになってしまうなど。

ところが本だともうちょっと厳密化されているものだと僕は思っているんですね。そのところが、まあ小学校段階ですから、そんな細かいことを言うことではないと思うんですけど、非常に気にかかる。いわゆる「等」というのは、すごく曖昧にされる言葉だと思いますが、あまりその施策の中であまり書かないほうがいいのかということも僕は感じました。感想ですね。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 委員おっしゃるとおりでございまして、委員会の検討の中でも「本等」というか、インターネットの扱いについて、媒体としてのインターネットと、資料としてのインターネット、おっしゃるように本をただ形として変えたものと、断片的な情報がグラフの中に浮かんでいて、言葉尻だけを使ってくることがありまして、子どもたちがその中で正しいものを選ぶには能力がいるだろうというところが、まさにこの読書能力ということにつながる、情報を選ぶスキル、能力こそ大事ななというところがありまして、ただご指摘のとおり、その区別を厳密につくるところまでは委員会での検討が深まっていないので、ちょっと「本等」というところに集約させていただいたところも

ございますが、実際の施策の実施に当たっては、これからまた検討を深めていかなければならないと承知しております。

【教育長】 よろしいですか。アナログ、デジタル、両方をバランスをとっている時代の中で、どうこの表現を考えていくかというのが、少なくともこの素案の中では統一した形で使っていて、位置づけていかななくてはならないのかなというふうには考えます。事典、図鑑等というような言い方もございますよね。ほかにはいかがでしょうか。

それではもう意見のほうもよろしいようなので、品川区子ども読書活動推進計画素案およびパブリックコメントの実施についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件は了承いたします。そのほか、事務局のほうから何かございますか。

【事務局】 特にございません。

【教育長】 それでは先ほど決定しましたとおり、ここからは非公開の会議を開きたいと思いますので、傍聴の方はご退出を願います。

— 了 —